



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神戸市長田区御蔵通5丁目201番地の2

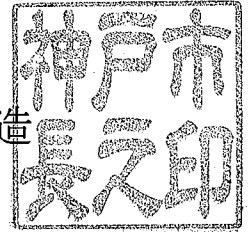
高寄商店

氏名

高寄 芳夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神戸市長 久元 喜 造



許可の年月日 令和8年1月8日

許可の有効年月日 令和12年12月15日

1 事業の範囲

(積替え・保管を含まない)

- ①燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。) ②汚泥(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を含む。)
 ③廃油 ④廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。) ⑤廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)
 ⑥廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。) ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず
 ⑩金属くず ⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
 ⑫鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。) ⑬がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上13種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(積替え・保管を含む)

- ①廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。) ②金属くず
 ③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上3種類、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え・保管場所：神戸市西区伊川谷町潤和字才神531番8

面積：15.95 m² 保管上限：22.995 m³

積替えを行う産業廃棄物の種類：上記事業範囲(積替え・保管を含む)の①～③

以上3種類、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

特になし

4 許可の更新又は変更の状況

平成27年12月16日 新規許可

令和5年3月3日

変更許可

令和2年12月16日 更新許可

令和8年1月8日

更新許可

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 (無)

(公印省略)
神環事第1151号
令和8年1月8日

高寄 芳夫 様

産業廃棄物処理業の更新許可について (通知)

令和7年12月4日付で申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項の規定により次のとおり許可します。

神戸市長 久元 喜造

業の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第06910186696号
事業の範囲	<p>(積替え・保管を含まない)</p> <p>①燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。) ②汚泥 (石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を含む。) ③廃油 ④廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。) ⑤廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。) ⑥廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩金属くず ⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。) ⑫鉱さい (水銀含有ばいじん等を含む。) ⑬がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上13種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。</p> <p>(積替え・保管を含む)</p> <p>①廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) ②金属くず ③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上3種類、水銀使用製品産業廃棄物を除く。</p>
積替え・保管場所の所在地	神戸市西区伊川谷町潤和字才神 531 番 8
許可の条件	特になし
許可の期限	令和12年12月15日まで

神戸市整理番号 第5944号